

(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業
提案募集要項

令和4年10月11日

忠岡町



目次

第1	基本的事項.....	1
1.	本要項の目的.....	1
2.	基本協定とは.....	1
第2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	2
1.	事業者の募集及び選定方法.....	2
2.	応募者の参加資格要件等.....	2
	(1) 応募者の構成.....	2
	(2) 応募者の参加資格要件.....	2
	(3) 応募者の参加資格の喪失.....	3
3.	事業者選定のスケジュール.....	4
4.	募集手続等.....	4
	(1) 募集要項の掲載.....	4
	(2) 提出書類の作成方法.....	4
	(3) 募集要項に関する質問.....	4
	(4) 関係書類の提出先.....	4
5.	資格審査及び事業者の選定.....	5
	(1) 資格審査.....	5
	(2) 書類審査.....	5
	(3) 企画提案書審査.....	5
	(4) 基本協定締結の協議.....	5
第3	事業者選定に関する要求事項.....	5
1.	本町が想定している事業.....	5
	(1) 一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業.....	5
	(2) 新施設の整備・運営事業.....	6
2.	本町の主な役割.....	7
	(1) 用地の貸与.....	7
	(2) 地元理解.....	7
	(3) ごみ処理委託.....	7
	(4) モニタリング.....	7
3.	SPCの主な役割.....	8
	(1) 資金調達.....	8
	(2) 産業系循環型資源廃棄物の安定的な受け入れ.....	8
	(3) 災害廃棄物等の優先受け入れ等.....	8
	(4) 海岸への漂着ごみ.....	8
	(5) 地元雇用、地元経済への貢献.....	8

第1 基本的事項

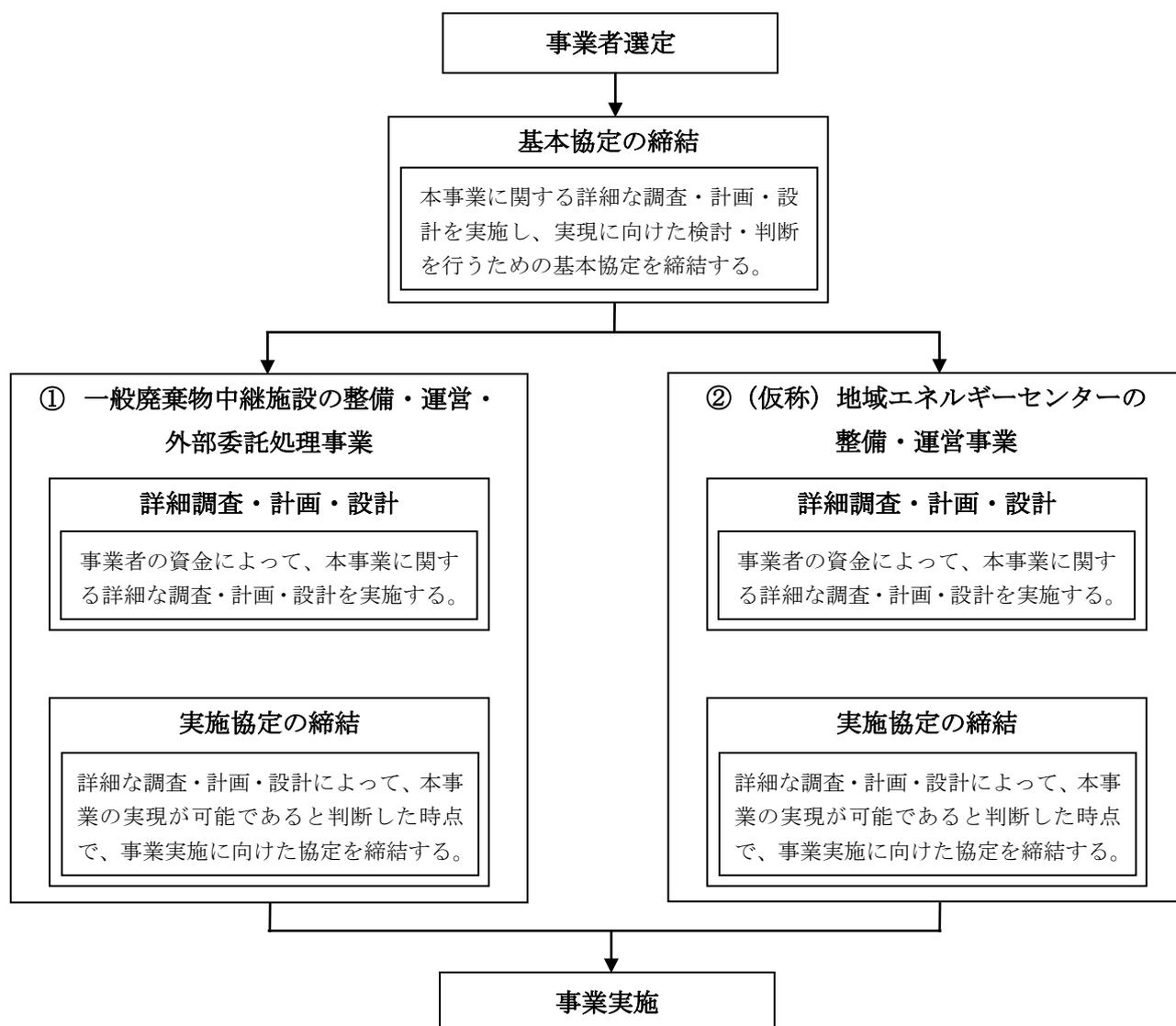
1. 本要項の目的

この要項は、忠岡町（以下「本町」という。）が計画する(仮称)地域エネルギーセンター等整備・運営事業（以下「本事業」という。）において、本事業を円滑に行うため、本町の現状を十分に理解・把握し、かつ高い技術力と健全な事業運営が行える基本協定締結事業者（以下「事業者」という。）を適正に選定することを目的とします。

2. 基本協定とは

基本協定とは、本事業に関する詳細な調査・計画・設計を、事業者の資金で実施し、本町が設置を予定している（仮称）公民連携事業検討委員会において、本事業の実現に向け、本町と事業者が一体となり、本事業を推進することを目的として締結する協定（以下「基本協定」という。）です。

なお、本事業を実施するにあたり、本事業の実現が可能であると判断された時点で、本町と事業者の間で本事業の詳細を示した実施協定を締結し、事業者の資金によって、本事業を実施するものとします。



第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

本事業に応募しようとする者（以下「応募者」という。）について、（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業提案募集要項（本書）に示す参加資格要件を満たすことを確認し、かつ応募者の提案内容に関して「第3 事業者選定に関する要求事項」の要求水準に対する充足度について評価の上、事業者を選定します。なお、事業者の選定は、公平性及び透明性を確保するため、公募型プロポーザル方式により行います。

2. 応募者の参加資格要件等

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たすことが必要です。

（1）応募者の構成

- 1) 応募者は、本事業を行う能力を有する2社以上の企業（以下「構成企業」という。）で構成し、本事業実施の際は、特定目的会社（以下「SPC」という。）を設置するものとします。
- 2) 構成企業は、構成企業の中から代表企業を定めて下さい。また、代表企業は、本町との対応窓口となり、協定等諸手続きを行い、事業遂行の責を負うものとします。
- 3) 代表企業は、SPC に対して3分の1以上の出資を予定する者とします。
- 4) 構成企業は、本事業に係る施設（以下「本施設」という。）の建設等を行う企業及び廃棄物を供給し処理をする企業を含むものとします。
なお、前述の何れかが構成企業に含まれない場合は、協力企業として応募者の中に加えて下さい。
- 5) 応募に際しては、構成企業及び協力会社のそれぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明確にして下さい。
- 6) 代表企業、構成企業及び協力会社は、応募時において他の応募者の代表企業、構成企業及び協力会社となることはできません。
- 7) 構成企業の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の応募者の構成企業になることはできません。

（2）応募者の参加資格要件

1) 参加資格要件

応募者は、以下の要件をすべて満たしていること。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (イ) 参加表明の日から提案書提出日まで、本町の入札参加停止期間中でないこと。
- (ウ) 忠岡町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (エ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民

事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。

- （オ）直近事業年度の国税及び地方税を滞納していないこと。
- （カ）廃棄物処理法に基づく罰則以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、5 年を経過しない者でないこと。
- （キ）構成企業のうち 1 社は、過去 5 年間（平成 29 年度から令和 3 年度まで）において、建設系廃棄物、工場系廃棄物、食品系廃棄物を安定的に受け入れ、適正に処理した実績を有していること。

2) 応募に関する留意事項

- （ア）応募に関する全ての書類作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- （イ）提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属しますが、原則として提出書類は返却しません。また、本町は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはありません。
- （ウ）本町から提供する資料は、応募に係る検討目的以外で使用できません。

(3) 応募者の参加資格の喪失

構成企業が基本協定締結日までの間に、参加資格要件に掲げる資格を欠く事となった場合並びに虚偽の記載等が明らかになった場合、参加資格を取り消します。

ただし、構成企業のうち当該要件に掲げる資格を欠くこととなった企業が代表企業でなく、当該企業の脱退又は変更が資格審査に影響を与えない等、応募手続きの透明性や公平性を害さないと本町が特に認める場合、資格を欠くこととなった企業を脱退させ又は新たな企業に変更した上で、新たに応募者を構成し、応募手続きを継続することができます。

3. 事業者選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは、以下のとおりです。

日程	内容
令和4年10月4日（火）	実施方針の公表（本町ホームページ）
令和4年10月11日（火）	募集要項の公表（本町ホームページ）
令和4年10月11日（火）～10月21日（金）	募集要項に関する質疑書受付 現地確認要望書受付
令和4年10月28日（金）	募集要項に関する質疑書回答日
令和4年10月31日（月）～11月2日（水）	現地確認実施期間
令和4年11月7日（金）～11月11日（金）	参加表明書等の受付
令和4年11月18日（金）	資格審査結果の通知 基本協定書（案）の提示
令和4年11月28日（月）～12月8日（木）	提案書等の受付、 辞退届の提出
令和4年12月12日（月）	プレゼンテーション開催予定日
令和4年12月23日（金）	最終審査結果通知（優先交渉権者決定）
令和4年12月26日（月）～令和5年1月12日（木）	基本協定書（案）の協議
令和5年1月中旬	基本協定（案）の議決（忠岡町議会）
令和5年1月下旬	基本協定の締結

❖日程及び内容は、状況により変更する場合があります。その際は関係者に連絡するとともに、忠岡町ホームページに掲載いたします。

4. 募集手続等

(1) 募集要項の掲載

募集要項は、令和4年10月11日（火）から、本町のホームページにて公表します。

<https://www.town.tadaoka.jp/>

(2) 提出書類の作成方法

応募者は、別表「様式一覧表」及び各様式に記載のとおり提出書類を作成の上、提出して下さい。なお、郵送の場合は、提出期限内に必着とします。

(3) 募集要項に関する質問

募集要項に関する質疑は、質疑書（様式第7号）に記入の上、受付期間内に、提出して下さい。電話や口頭での質疑は受け付けません。

回答は、本町のホームページで公表するものとし、口頭による個別の対応は行いません。なお、回答は、本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとしてします。

(4) 関係書類の提出先

忠岡町 住民部 生活環境課

住所：大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号

TEL：0725-22-1122（代表）、FAX：0725-22-1128

E-mail：tadaokaseikatsu@town-tadaoka.jp

5. 資格審査及び事業者の選定

資格審査及び書類審査は本町が行います。事業者の選定は、忠岡町一般廃棄物処理公民連携事業事業者選定委員会（委員は事後公表）において審査及び評価を行ない、その結果を受けて、本町が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

評価方法等の詳細は別紙「審査基準書」のとおり。

(1) 資格審査

応募者から提出された参加表明書及び添付された書類により資格審査を行います。条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請します。

(2) 書類審査

経営状況、見積額等について別紙「審査基準書」に基づいて審査を行います。

(3) 企画提案書審査

企画提案書の内容について、別紙「審査基準書」に基づいて審査を行います。

(4) 基本協定締結の協議

本町は、基本協定の締結に向けて優先交渉権者と協議を行います。基本協定（案）については、「3.事業者選定のスケジュール」に記載のとおり本町議会へ上程するものとし、可決を得られない場合は協定の締結を行いません。なお、実施協定に関しては、議会への上程は行いません。また、優先交渉権者との協議が整わない場合は、次選交渉権者との協議を行うこととします。

第3 事業者選定に関する要求事項

（仮称）地域エネルギーセンター等整備・運営事業 に応募を行う者は、以下に示す事項を熟読し理解した上で、提案書を作成し、提出して下さい。

1. 本町が想定している事業

本町が、公民連携事業として想定する事業について、以下に示します。

(1) 一般廃棄物中継施設の整備・運営・外部委託処理事業

1) 一般廃棄物中継施設（以下「中継施設」という。）の調査・計画・設計

基本協定締結後に、事業者の負担において中継施設の詳細な調査・計画・設計を行い、令和5年3月を目途に中継施設の実施協定締結を行う。

2) 中継施設の整備

中継施設の実施協定締結後に、中継施設建設予定場所に存する施設（し尿処理施設等）の解体撤去を行い、事業者の負担において令和6年3月末を目途に中継施設の整備を進める。

中継施設は、本町が委託するごみ収集車を安全に受け入れ、一般廃棄物を適切に大型車両に積み替え搬出する機能を備え、防臭に係る設備を備えた施設とします。

なお、中継施設の整備及び解体撤去工事は本事業に含むものとし、詳細については別途協議するものとします。

3) 中継施設の管理運営

委託契約に基づき一般廃棄物の受入を行い、重機等を使用して廃棄物を大型車両等に積み替える業務で、詳細については別途協議するものとします。

(ア) 管理運営業務

中継施設の管理運営、一般廃棄物の受入（粗大ごみ、事業系一般廃棄物を含む）、中継施設内に設置された設備の運転。

(イ) 維持業務

中継施設の管理、重機及び設備機器の消耗品・油脂類の補充・交換・点検、日常の清掃、ごみ中継施設及び敷地全体の日常的な清掃（光熱水費は本町負担）。

(ウ) その他の業務

忠岡町と事業者による定期連絡会議の開催、一般廃棄物のデータ入力、日報、月報、年報等を集計、忠岡町が行う監督官庁及び関係機関に対する対応への協力。従業員の就業に関する研修、資格取得、労務管理等。

4) 外部委託処理

忠岡町クリーンセンター（以下「既存施設」という。）の稼働停止（令和6年3月末）以降、（仮称）地域エネルギーセンター（以下「新施設」という。）の稼働まで、本町と協定締結者の間で一般廃棄物処理委託契約を締結し処理を行う。

処分地は、一般廃棄物の受け入れが出来る施設（地元自治体の許可を含む）とし、詳細については、別途協議するものとします。

(2) 新施設の整備・運営事業

1) 新施設の調査・計画・設計

中継施設による外部委託処理と併行して、事業者の負担において新施設の詳細な調査・計画・設計を行い、新施設の実施協定締結を行う。

2) 新施設の整備

新施設に係る実施協定締結後に、既存施設の解体撤去を行い、事業者の負担において新施設の整備を進める。

新施設は、本町が委託するごみ収集車を安全に受け入れ、一般廃棄物を適切に処理するとともに、産業廃棄物のうち一般廃棄物と性状を同じくするものであって、本町が受入を認めた廃棄物（以下「産業系循環型資源廃棄物」という。）の処理を行うものとします。なお、解体撤去工事は本事業に含むものとし、詳細については、別途協議するものとします。

新施設の概要は以下のとおりで、施設の仕様は自主裁量とします。

(ア) 事業期間

新施設稼働後、30年間を想定

(イ) 新施設の構成

焼却施設＋リサイクルセンター（本町資源ごみ等の受入機能を含む）

(ウ) 新施設の概要

(a) 焼却施設

- ・ 処理規模 : 200t/日程度
- ・ 発電設備 : あり (蒸気条件: 基本協定締結後に協議)
- ・ 受入廃棄物量 : 一般廃棄物: 20t/日程度
産業系循環型資源廃棄物: 180t/日
- ・ 排ガス等規制基準: 国の示す各種法令及通達等に基づいた基準
(目標値を設定し、新施設の管理運営に努める)

(b) リサイクルセンター

- ・ 破碎設備、選別設備、ストックヤード等整備
- ・ 騒音等規制基準: 国が示す各種法令及び通達等に基づいた基準

3) 新施設の稼働停止後の解体撤去事業

新施設の事業期間満了時に、SPCが、自らが整備した新施設を解体撤去する事業。

4) 新施設での発電余剰電力の地域電力供給事業

新施設で発電した電力のうち、場内利用した残りの余剰電力を地域電力として、有効活用する事業。

5) 産業系循環型資源廃棄物等の受入に係る搬入協力金

SPCが、新施設で受け入れる産業系循環型資源廃棄物等の受入に係る搬入協力金を、本町に納入する仕組み。

2. 本町の主な役割

本町の、公民連携事業推進に係る主な役割を、以下に示します。

(1) 用地の貸与

本町は、本事業を推進するにあたり、必要となる用地を有償で貸与します。なお、貸借費用については、別途協議するものとします。

貸与する用地の敷地面積は、約 10,000m²。

(2) 地元理解

本町は、本事業を推進するにあたり、地域住民等の理解を得るものとします。

(3) ごみ処理委託

新施設稼働後、本町から排出される一般廃棄物(可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ)の処理を行うため、一般廃棄物処理に係る委託を行う。

なお、ごみ処理委託契約の内容及び委託期間については、基本協定締結後に、本町とSPCとの協議より決定するものとします。

(4) モニタリング

事業者による運営・維持管理業務の実施状況が、関係法令並びに実施協定書等に定める要件を満たし、適正に実施されているか確認することを目的に、技術、財務、法務といった視点からモニタリングを行う。

3. SPCの主な役割

SPCの、公民連携事業推進に係る主な役割を、以下に示します。

(1) 資金調達

SPCは、自らが提案した公民連携事業に関する詳細な調査・計画・設計及び施設整備費、並びに維持管理費等一切の支出に関する費用を、自らの資金で行うものとします。

ただし、本町が委託する一般廃棄物処理委託費用及び既存施設の稼働停止（令和6年4月）から、新施設の稼働までの間の、ごみ中継に係る機械器具費、人件費を含む管理運営費及び維持管理費は除く。

(2) 産業系循環型資源廃棄物の安定的な受け入れ

SPCは、事業期間中、産業系循環型資源廃棄物180t/日を安定的に確保するものとします。

なお、将来的に本町の人口が減少し、本町から新施設に搬入される一般廃棄物（可燃ごみ、可燃性粗大等）が減少した場合、この減少分を補う、産業系循環型資源廃棄物の安定的確保を、行うものとします。

(3) 災害廃棄物等の優先受け入れ等

SPCは、本町に災害が発生し、災害廃棄物が発生した場合、その量に応じて産業系循環型資源廃棄物の受け入れを停止し、災害廃棄物を優先的に処理するものとします。

また、災害時の電源供給及び充電可能施設として、地域貢献を検討するとともに、大阪府や府内の市町村から災害廃棄物の受け入れ要請があった場合は、速やかに本町と協議し、対応の判断を行うものとします。

また、

(4) 海岸への漂着ごみ

プラスチック類など海岸への漂着ごみについて、積極的に受け入れ、処理を行うものとします。

(5) 地元雇用、地元経済への貢献

本事業の推進にあたり、地域住民の雇用や地元企業と連携を図るなど、雇用及び地域経済の活性化にも取り組む。

様式一覧表

項目	様式	備考
参加表明書	(様式第 1 号)	<ul style="list-style-type: none"> 提出受付期間：令和 4 年 11 月 7 日～11 月 11 日 様式に記載の添付資料と併せて持参もしくは郵送にて提出
誓約書	(添付様式 1)	様式第 1 号に併せて提出
事業実施体制提案書	(添付様式 2)	様式第 1 号に併せて提出
企画提案書	(様式第 2 号)	<ul style="list-style-type: none"> 提出受付期間：令和 4 年 11 月 28 日～12 月 8 日 様式に記載の添付資料と併せて持参もしくは郵送にて提出
産業系循環型資源廃棄物の受入・搬入品目提案書	(様式第 3 号)	・様式第 2 号に併せて提出
産業系循環型資源廃棄物の収集エリアに関する提案書	(様式第 4 号)	・様式第 2 号に併せて提出
委託処理費等に関する提案書	(様式第 5 号)	・様式第 2 号に併せて提出
辞退届	(様式第 6 号)	・提案書の提出期限までに提出
質疑書	(様式第 7 号)	<ul style="list-style-type: none"> 提出受付期間：令和 4 年 10 月 11 日～10 月 21 日 E-mail で関係書類の提出先に提出
借用書	(様式第 8 号)	・提案書の提出期限までに提出
現地確認要望書	(様式第 9 号)	<ul style="list-style-type: none"> 提出受付期間：令和 4 年 10 月 11 日～10 月 21 日 E-mail で関係書類の提出先に提出